

令和6年度健全化判断比率等の状況

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、前年度決算における財政の健全化を示す4つの健全化判断比率並びに公営企業の経営の健全化を示す資金不足比率について公表します。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおり、すべて基準を下回りました。

① 健全化判断比率

(単位: %)

項 目	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15. 00	20. 00
連結実質赤字比率	—	20. 00	30. 00
実質公債費比率	1. 5	25. 0	35. 00
将来負担比率	—	350. 0	—

※ 各比率において、数値がない場合(マイナスの場合)は「—(該当なし)」で表示しています。

- ・実質赤字比率 地方公共団体の「一般会計」に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
- ・連結赤字比率 他の公営企業等を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。
- ・実質公債費率 地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
- ・将来負担比率 地方公共団体の借入金(地方債)など将来負担すべき実質的な負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。
- ・早期健全化基準 健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。
- ・財政再生基準 健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率)のいずれかが財政再生基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

② 資金不足比率

(単位: %)

会計の名称	令和6年度	経営健全化基準
上毛町農業集落排水事業会計	—	20.0
上毛町簡易水道事業会計	—	20.0

※ 資金不足比率がない場合(マイナスの場合)は、「—(該当なし)」で表示しています。

- ・資金不足比率 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。
- ・経営健全化基準 資金不足比率が、経営健全化基準を超えた場合は、「経営健全化計画」を作成し、経営の健全化を図らなければなりません。